

報告第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例（別紙）

理 由

平成２８年度税制改正の大綱（平成２７年１２月２４日閣議決定）において、平成２８年１月１日からの一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、事業所税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成２７年１２月２８日

市川市長 大 久 保 博

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 63 号

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

市川市入湯税条例及び市川市事業所税条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち市川市事業所税条例（昭和 51 年条例第 22 号）第 13 条第 2 項第 1 号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項」に改め、「個人番号又は」を削り、「住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称」を「事務所又は事業所の所在地及び名称」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。